

滋賀県子育て応援マンション認定基準

(目的)

第1条 この認定基準は、滋賀県子育て応援マンション認定制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、子育て応援マンションの認定基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 収納率とは、各住戸の住戸専用部分の面積に対する、床から天井まで通っている収納スペースの水平投影面積の割合をいう。
- (2) 足のかかる部分とは、床面から高さが65cm以下の部分で子どもが他の部分につかまりながら登る危険性のある部分をいう。

(子育て応援マンションの認定基準)

第3条 子育て応援マンションは、次の各号に定める基準のすべてに適合しているものとする。

- (1) 要綱第4条第1項第1号に規定する「住戸専有部分の仕様に、子育てに資する工夫がされていること」とは、次の基準のいずれにも適合していることをいう。
 - ア 別表1-1の必須項目にすべて適合しているものであること。
 - イ 別表1-2の選択項目のうち適合している項目の配点の合計が11点以上であること。
- (2) 要綱第4条第1項第2号に規定する「マンションおよびその周辺において、子育てに資する整備および一定の取組が実施されていること」とは、次の基準のいずれにも適合していることをいう。
 - ア 別表2-1の必須項目にすべて適合しているものであること。
 - イ 別表2-2の選択項目のうち適合している項目の配点の合計が11点以上であること。ただし、ソフト事業の合計が4点以上、ソフト事業以外の合計が7点以上であること。
- (3) 要綱第4条第1項第3号に規定する「マンションが子育てに適している立地にあること」とは、次の基準のいずれにも適合していることをいう。
 - ア 別表3-1の必須項目にすべて適合しているものであること。
 - イ 別表3-2の選択項目のうち適合している項目の配点の合計が10点以上であること。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年11月16日から施行する。